

若越郷土研究

2015

幕末の越前藩における

藩政改革の民富論的

視点について

三上 一夫

一、はじめに

幕末において越前藩がいわゆる公武合体派雄藩として、当時の複雑でかつ緊迫した政局に大きな発言力を以て登場したことは周知の通りだが、これは一重に、同藩が一藩重商主義的な藩政改革の成果をあげ、富国強兵の実を發揮したのによるものと言わなければならない。

とくに安政期を中心とする藩政改革が、改革派コースのざん新な理論的かつ政策的

エネルギーに支えられながら強力に推進されたことにほかならないが、その主導的な役割を果たす橋本左内・横井小楠・三岡八郎（由利公正）らの論策に視点をすえて検討した場合、富国策Ⅱ殖産興業策の重要な論拠として「民富めば国富むの理である」（三岡丈夫『由利公正伝』）〔註・引用文中の傍点は筆者による。以下同じ〕とする

いわゆる「民富論」が明確に具現されているのに注目したい。つまり直接生産者の利益をできるだけ容認乃至擁護し、農民的商品生産を高めたうえで、財政立て直しを基本とする富国策の実効をあげるという論拠からみて、かかる藩政改革としての革新的側面を抽出する問題の立て方や問題意識が生ずるわけである。

当時の諸藩の富国政策が、概して「民富」的視点とは容易に結合するものではなく、むしろ反対に生産者の犠牲において「国益」を追及する国産奨励や藩専売制が一般的すう勢とされる情勢下にあつて、越前藩の富国策における「民富」的視角の導入は大いにかつ目に値する。

そこで、橋本左内・横井小楠・由利公正の改革派コースが主導する論策に具現される「民富論」が、如何なる社会経済的な客観情勢から実践的課題としての重要意義を帯びるに至ったかを考察し、さらにかかる民富論の特質を、同藩の富国策の開明的側面との関連において検討したい。

二、農村に対する

左内の民富論的視点

近世社会における封建領主と農民の基本的対立関係の激化の表現であり、しかも幕藩体制の構造的矛盾を如実に露呈する百姓一揆については、越前藩でも十八世紀後半から明確な反封建闘争への質的転換がみられ、幕藩体制の封建構造がいよいよ解体期に入ることになる。それが十九世紀前半に至り、とくに天保期における爆発的な一揆の統出には、左内にとつても「実二国家之御大事」（安政三・四年頃「為政大要」『橋本景岳全集』上巻（以下「全集」と呼称す））として、真剣に意識され、「執政

三上 一夫 幕末の越前藩における藩政改革の民富論的視点について

三上 幕末の越前藩における藩政改革の民富論的視点について

者時勢人情を料らず、叨ニ触犯致し候時ハ其国必ず乱ル」(安政三年四月二十六日「中根雪江あて左内書翰」『全集』一〇九ページ)とし、為政者の政治が天地自然の理法ともいふべき時勢・人情の流れにさからい民意を無視するときは、その国は必ず乱れ百姓一揆などによる政治社会的危機の到来は避け難いと判断したものと見える。

天保期における百姓一揆の全国的情勢は、幕末の慶応期につぐ高揚をみせるが、事実越前藩でも管見するところでは、天保年間だけで計八件を数え、江戸時代全体の三二件の二五パーセントを占め、藩政期を通じて最も激発することになる。

十九世紀初頭文化年間の作とされる『世事見聞録』が伝える「百姓の一揆徒党など発る場所は、極めて右体の福有人と困窮人と偏りたるなり、百姓の騒動するは、領主地頭の責誣る事のみにはあるべからず、必其土地に有るものあって、大勢の小前を貪るゆへ、苦痛に迫りて一揆など企るなり」(改造文庫本・七九ページ)とする見方は、農民層分解による貧富の懸隔の激化

が主因となる一揆の実相を指摘したものと見える。そこで、左内もかかる小農民の貧窮化の目立つ農村事情に深い関心をよせ、

「所謂聖人の政、土地と人別とを量る法ありて、民の内に貧富懸隔ある事なし、有と言へども、只其身の勤儉と侈惰とによりて、或は富み或は貧なるのみにて、土地の多少幸不幸はこれ無き儀に存じ奉り候」

(安政四年閏五月「農政に関する意見の写」『全集』三五二ページ)として、農民層の貧富の差を農民の勤儉と侈惰とによるものと判断する。また、離農して都市での日雇などになるものが増える社会情勢については、「御城下にては租税を出す事なく、日雇をすれば暮し安し、佚を好む人情にて、農を止め町分へ引越し、(後略)」

とみて、脱農・民化のすう勢を単純に「佚を好む人情」によるものと考え、これは「まさしく、農村における本百姓体系の崩壊、自営小農民の無高化⇨水呑化に対する的確な分析視角を欠ぐわけである。しかし、小農民の貧窮化を極力阻止し、民生の安定を藩政の要道としようとした左内の懸

命な政治的意欲のほどは、率直に認めなければならぬ。

ところでかかる小農民の没落を救済するために、左内は「不陸不同の地を均ふる」ための「均田」の仕法を採用すべきだと主張する。これは、幕藩体制の経済的基盤となる自営農民⇨本百姓の確保を第一の眼目とすることはいうまでもないが、一方において農民層の間に貧富の懸隔を解消し、できるだけ均一的な「民富」の実効を具体化することにより、封建領主側が最も危惧する百姓一揆の暴発なども容易に阻止し得るものと期待したに相違ない。

この仕法の趣旨と同じものが、幕末の佐賀藩の均田制度にもみられるが、結局藩権力と結ぶ大地主や大商人層の反対にあり、甚だ不徹底なものに終わっている。また幕末の長州藩では、村田清風の作とされる『某氏意見書』のなかで、文化の頃の農村が富農と称せられるものは大体千戸に百戸ばかりで、中農層二・三百戸、他の圧倒的多数は極貧農という農村の憂うべき実態を指摘し、このさい富民の土地を取りあげて全農

民に平均に配分するのが肝心だとして、彼は天保期の藩政改革のなかでその具体化に乗り出した。しかし、農村に食い込んでいる商業資本の力は余りに大きく、また豪農層の勢力には藩の強権力を以ては到底抑えられず、かえって諸宰判から猛烈な反対を受けてしりぞけられたのである。

左内の説く「均田法」は、単なる論策の域を脱しなかったが、前述の他藩における類似の事例からみて、決して実現可能な農村対策とはいえない。従って現実の農村社会の科学的な情勢分析に欠け、社会経済の進展に対応する「歴史法則」を度外視した主張であるとの厳しい批判はまぬがれないとしても、小農民の窮乏を阻止し農村を立て直しのための「民富論」的視点の先駆的導入が明らかに看取される点で大いに注目したいところである。

そこで、藩政後期からようやく活発化する蚊帳地・木綿・麻・生糸・絹織物・紙などの生産につき、一部問屋制家内工業乃至マニファクチュアへのたくましい発展までみられる社会経済面の構造的変化に対し

ては、左内とて決して看過するはずがない。このさい、それら有望な商品生産はできるだけ盛んにして、領外移出や外国貿易により大量の正金を獲得しようとするいわゆる重商主義的政策まで真剣に目論むのである。

彼はとくに、衣料・漆器・紙などは国産奨励の対象とみて、「此後は右等の類製造員数年々増加仕り候御儀と存じ奉り候。然る処右諸品物は、元來民を富し国を盛に成され候御趣意にて（後略）」（安政四年五月頃「制産に関する建議手書」『全集』三五〇ページ）という透徹した展望の下に、「製産物御端立の内、他物は如何とも、先漆器と紙は大の見込これ有り候」（安政六年二月二十日「村田氏寿あて左内書翰」『全集』一一五七ページ）と判断した。そして、できるだけ商業資本の介入を排除するためにも、「何物公平の法にて窮民のたすかり候様手段相立、官へ全権御握成され候事専一かと存じ奉り候」（安政六年二月二十日「前掲書翰」）と、訴えている。これは、明らかにいわゆる商権回収論に

基づく仕法であるが、天保期までの農民的商品生産の全面的収奪をめざす藩專売制に比べると、相当改良主義的な意図を持つものであり、「国益」を追求するさい生産者の利益をも視野に収める民富論的側面がはっきりかがわれることに注目したい。

また、彼は「生産」の部門を重視し、「制産」（註、生産）を大いに振興すべきことを強調するが、これとて直接生産者である小農民層の利益擁護を前提条件とするものであり、しかも生産物を「程能く売捌候事、肝要之義」で、さらに「諸品物を以て外国と取引相始候事、誠に国家に於て大なる御利益」（安政三・四年頃「外国貿易説」『全集』三四八―九ページ）があるとする生産増強に裏付けされた輸出振興の論理こそ、「民富めば国富むの理」という小楠や公正の民富論的思惟にいみじくも通ずるものがあるといえる。

ところが肝心の輸出向け物産の増産をはかる実際的分野では、ならん格別の具体策が用意されておらず、左内として民富的視点は明確に意識しながら、これが現実の

践的課題にまではなり得なかつたのである。

註

- ① 拙稿「百姓一揆の質的転換について―明和の越前大い揆の解明を中心に―」(上)・(下)〔歴史教育研究会編『歴史教育』昭42・11号12号所収、日本書院刊〕において、明和五年の越前大い揆のめざす要求内容や攻撃対象からみて、まさしく反封建闘争の形態をとり一揆史上質的に新段階を画するもので、しかもそれへの藩権力の対応の仕方からみて、幕藩体制の封建構造がいよいよ解体期に入ったことを考察した。
- ② 左内は「農政に関する意見の写」のなかで「均田」の法について、次の通り論述する。
- 「井田の正法」は容易なことではなく、「不陸不同の地を均ふる」ためには、「一ヶ年に一郡下にて十ヶ村二十ヶ村つゝにても畦直し願はさせ、不陸の田畑を平均し、水帳を厳重にし、一村限り田畑の売買を免るし、郡所の裏印を申付度事」とし、もっとも村により長短反別直段の高下、委曲の事情があるため、三年で成ることあり、または五年十年で成ることもあるから
- ③ 「人別の多寡を論せず、田畑の不陸を等しふする事を専一」として儉勤勸農に努むべきだというのである。
- ④ 奈良本辰也『近世封建社会史論』(昭23・高桐書院刊)三四〜三五ページ。
- ⑤ 拙稿「橋本左内の農民観について―農民層分解の視角より―」(福井県郷土誌懇談会編『若越郷土研究』十三の二所収、昭43・3刊)で、越前地方における農民層分解の特質について検討したが、総体的には畿内・東海・瀬戸内沿岸等の先進的な農村地帯とは異なり、むしろ関東・東山・東北の養蚕・製糸地帯の農村とよく類似するものとみられ、比較的早期に萌芽的利潤が形成される先進地帯に比べての生産力の相対的低位と商品生産の後進性の故に商品生産者化した中農の上昇・富農化の方向が十分な展開を遂げず、広汎にわたる小農民の窮乏化・没落化の傾向が目立つわけである。しかしながら越前藩では、藩政後期から五箇地方はじめ割と先進的な農村で、農民的商品生産の展開を基礎に農民層分解が比較的順調に進行し、いわゆる「ブルジョアの分解」の動向をとる側面は見の及ぶことができな
- ⑥ 拙稿「橋本左内の外交観について」(社会文化史学会編『社会文化史学』三号所収、昭42・8刊)において左内の積極的開国策の経済的側面が、貿易振興による富国策にある点を検討した。

三、小楠の富国策にみる民富論

安政五年(一八五八)四月、藩主春嶽の招へいで藩のひん客となつた横井小楠の富国策では、とくに通商貿易による「国富」の増進を強調するが、この点彼の実学的思惟が基底となつていることはいうまでもない。そこでまず国(藩)内の生産・流通機構の手直しと整備拡充が肝心だとし、具体的仕法として、官による商権回収と商品生産者に対する資金融通の二点を指摘する。しかも、その理論的根拠については、彼の論策『国是三論』(万延元年(一八六〇))

のうちの「富国論」のなかで大要次の通り述べている。

五穀租税のほか、糸・麻・楮・漆の類をはじめすべて民間で生産するところは、旧来すべて商人の手に売渡されたため、その価格は安く、とくに姦商に逢えば、「種々の欺詐を受けて其半価を得て止む者も亦多し」という有様である。従って「是を官府に収むべし、其価は民に益ありて官に損なきを限とし、官に於て別に利を見る事なければ、民自ら其恵を蒙るべし」となるわけで、特権乃至高利貸商人が高度の利潤を得得ることにより生産者が不当に圧迫され生産が衰微するのを排除するためにも、官による商権回収がぜひ必要だといふのである。

一方、資金難にあえぐ商品生産者には官金を融通するが、「惣て官府の貸出は元金を損ぜざる迄にて利を見る事なかるべし」との建前をとり、「官府の利は外国より取るべし」とする重商主義的貿易策の核心をつく論理を表明する。さらに生産に役立つ器械については、あらかじめ官府において

十分実験したのち、これを民に施すという仕法が尊重されるなど、生産者側の利益増進をも考慮した殖産興業への新たな展望を試みている。

ところで同じ商権回収論と銘打つても、旧来のものは主に幕藩体制動揺期の諸藩の専売制において具体化され、自生的乃至国産奨励によって成長した農民の商品生産の展開を藩権力がしっかり掌握して、窮迫した藩財政の再建強化に役立てるわけで、この場合はあくまで官府に利を収めることが第一のねらいとなるが、小楠の所論は前述の通りかなりの相違をみせることに注目したい。

彼の稿本『時務策』（天保十四年（一八四三））のなかで、「貸殖の政を止むる事」と題し、「国家の大害は聚斂の利政より甚敷は無く、一たび国を憂ひ民を憐むの心起るときは第一に貸殖の筋を止めざれば一日片時も安らかなる心無き事なり」といひ、その具体例として彼の出身の肥後藩における蠟専売をあげている。「毫毛の利も餘さぬ様に手を付ける」との徹底した収奪

の結果、以後一藩をあげて「聚斂の利政」に苦しみ、家臣団は大低無手取りになり、町在は利息の取立てに苦しみ、あるいは家蔵を封印し、または田地を失うという甚だ憂うべき事態に見舞われたとして、「誠に苛政は虎よりも猛し」との厳しい警告を行なっている。つまり、かかる藩専売の仕法では、ますます商品生産の自主的な発展を抑圧して「富国」の実があがらないばかりか、かえって藩財政を窮迫化し、結局農工商の領民はもろろん士分の階層をも含めて藩全体が困窮する皮肉な結果を招いたと批判するのである。

そこで小楠は「富国論」のなかで、官による商権回収の具体策として、越前藩の場合を次の通り論述する。

国内の生産高はおよそ幾十萬金の巨額に上り、ことごとく官府で買入れることにはできないため、たとえば福井・三国港などに大問屋を設け、豪農・富商の誠実なものを選んで元締として、諸産物を官府が取り扱う場合と同様に購入させる。さらに、諸物産を生産し、または増産しようとする目論んで

も資金不足のため意の如くならないものに対しては、官はこれらに錢穀を貸し与えて生産の増進をはかり、生産物は官が買入れてその債務を返済させ、しかも利息をとらなければ、民間の高利貸資本に依存した場合と異なり、領民は大いに便を得て相当な利潤が入手できるはずである。しかも単に農工商ばかりでなく、士もまた次男以下その才力に応じて適宜これを配置し、たとえば航海に志ある輩は海浜で航海の具を与え、養蚕を願うものは桑田に住居させて蚕室を与えるなどの施策を講ずれば、士分の階層をも富ますことができるというのである。

従って小楠の主張する商権回収論のねらいは、旧来の藩専売制とは異なり、生産流通機構のなかに特権乃至高利貸商人の介入を排除して、できるだけ商品生産の自主的な発展を助長させ、また資金難にあえぐ生産者には資金の融通をはかるなど、生産者の利益を極力容認し、「民富」の成果の上に貿易促進、藩財政の再建強化など一連の富国策の実現をめざすわけである。

そこでかかる民富をはかる具体策を進めるために、財用を如何にすべきかという点につき一例をあげて次の通り説いている。

一、万金の銀鈔を製し民に貸して養蚕の料に充てその繭糸を官に収め、これを開港の地に輸出して洋商に売るならば、およそ一萬千金の正金を得ることができ。つまり、楮銀（楮札）が数月を経ずして正金となって回収され、しかも千金の利があがるわけで、さらに官府はこの利を私することなく、「公に衆に示し、悉く是を散じて救恤し、その他出て反らざるの所用に給す。

之に仍て利を得る事多ければ所用益足るべし」で、単に繭糸のみならず民間の諸生産にこの法を用い、年々正金の入るのを見て楮銀を出し財用を通ずれば民間の生産も大いに増進し、官府も年々正金を富すことができ、名実ともに富国策の実効があがるというのである。

つまり小楠の富国策は、とくに外国貿易開始後の新しい社会経済情勢に対応し、生産資金融通などの保護奨励により増産された商品海外市場に向けてることにより重商

主義的利潤の増殖をはかるわけで、また左内の「永久莫大の御利益」があがると強調した外国貿易論に対しても、小楠は極めて有効な具体的仕法を提示したものといえる。このさい特筆すべきは、商品生産者の利益を極力容認するという民富論的視角より、「国富」の増大をはかる論策を明確に打ち出したことで、幕末の越前藩における民富論形成の基軸的意義を持つものとして大いに注目したいところである。

註

① 小楠は、すでに嘉永四年（一八五二）六月から七月にかけて二十余日福井に滞在中、多大の歓待を受けており、またその間三寺三作・岡田準介・吉田悌蔵・三岡八郎らの革新的藩士が、小楠による「大学の三綱領」などの実学的論説の講義を熱心に受けた点からみて、当時一部藩士の間小楠の実学的思惟とほぼ軌を一にするような思潮がみられ、それだけに小楠の教説に深く共鳴したものと思考される。

② 『国是三論』（山崎正董編『横井小楠遺稿』昭17、所収）・（山崎正董『横井小楠』下巻

遺稿篇昭13、所収)では、施政の大綱として富国・強兵・士道を藩の国是とするよう中根雪江にその趣旨を記述させたのであるが、とくに「富国論」は貿易、経済政策に関する小楠の主張とみてよい。

③ 山崎正董編『横井小楠遺稿』七〇—七三ページ。

④ 拙稿「横井小楠の富国策について—藩政改革の路線設定への一展望—」(『若越郷土研究』十二の四所収、昭42・9刊)において、小楠が民富論に基づく商権回収と資金融通の両論により、貿易促進、藩財政の再建強化など一連の富国策の実現を期待したことについて考察した。

四、公正の民富論的

視角よりの富国策

越前藩において、小楠の重商主義的富国策を藩政改革の主要な一環として現実に具体化した中核的存在は由利公正である。公正の「当藩内物産を拡張すべしとは民を富ますの術で、民富めば国富むの理である」(三岡丈夫『由利公正伝』六五ページ)と

の基本的な思惟は、全く小楠の教説によるもので、官による商権回収論は物産総会所の創設(安政六年十月)により具体化され、また領内生産者に対する資金融通の仕法は、同会所から切手五万両を発行し生産者に融通することにより実施に移されたのである。

また「労力を基本として物産を興し広く通商貿易して収入を増進するの外、他に富国の良策なきを悟れり」(『由利公正伝』六三—四頁)という国内交易や外国貿易に対応した殖産興業については、その理論的根拠を次の通り説いている。

その作用は力役者二十万人と見積り、一人一分の資本を貸付ける、但し実際は一時に一分を渡さず、工業により多少長短の差があれども、其の運転自在、即ち総会所の事宜に任せるので、例へば一人の女が五十文の綿を買ひ糸に引けば凡そ六十五文と為る、無用の藁も繩に絢へば十文の値があるといふ様に、総て人民の随意に任せ、二十万人で一日十文宛稼げば、一日二千貫文即ち三百三十両の富を為す、三十日にして九

千九百両、一ヶ月殆ど一万両の富を得られる、されば五万の国債を起しても、決して憂ふるに足らぬ。

つまり農民や手工業者など生産的人口二十万人に一人当り金一分の資本II藩札を融通して、その資本によって生産的労働力を運転し、一日平均十文ずつの剰余価値が生ずるとすれば、五万両の資本は結局一ヶ月で約一万両の剰余価値を生み出す勘定になる。

従つてこのように「労力を基本として物産を興す」仕法によって生産された諸物産(生糸・布・苧・木綿・蚊帳地・茶・麻・藁工品など)は、集荷機関である物産総会所を通じて、領外各地や長崎貿易向けに輸出された。そしてかかる重商主義的殖産興業は、短期日の間に驚くべき実効をあげ、総会所開設から三年目の文久元年(一八六〇)には、同会所の取扱物産の総額が三百万両に達し、藩札はどしどし正貨に変じて藩の金庫には常に五十万両内外の正貨を貯蔵するに至り、従来極度の財政難にあえ

三上 幕末の越前藩における藩政改革の民富論的視点について

いでいた藩庫は見違えるほど立ち直ったのである。^①

事実、総会所による生産資金の貸付が、

町・在の商品生産の展開に有力な刺激剤となり、「勞力によって物産をつくり正金に転化させる」仕法が大いに効を奏したとみえ、例えば小楠が文久元年正月福井から熊本の門人荻角兵衛・元田伝之丞へあてた書翰のなかで、「扱又町・在へは、窮民救恤に至るは勿論、第一大問屋と言ふ役所（注、物産総会所）を建て何品によらず民間職業の物をかひ上る。」（中略）此問屋出来に因て市・在一統甚敷はげみ立、年の明暮杯は莫大にもち懸候て勢甚よろしく御座候」と述べるなど、種々の物産の生産が目立って活気づいた実情が如実にうかがわれる。

ところで物産総会所の機能として、小楠の説く商権回収論が一応尊重されたことは前述したところであるが、しかしその実際の運営面では、元締として物産に關係のある大商人（問屋）をあて、その元締の下に町・在の有力な商人や豪農などを指定して領内物産の集荷購入に当たらせる仕組をと

っており、「大商人の介入」の排除をめざす小楠の主張は、現実には実施し難いことを物語っている。

要するにその本質において藩が資本出資を大商人は資本並に労務出資を行ない、官府と大商人が相互依存の關係で活動し、領内物産の商品化を強力に推進して交易や貿易により領外、海外から金銀正貨を大量に獲得するという点で、明らかに一藩重商主義を基調とする典型的な殖産興業策として把握すべきであろう。

ただしこのさい注目すべきは、農民的商品生産の全面的収奪をめざす従来の藩専売制とは異り、むしろ国富増大の基礎として生産者の労働力を重視し、総会所による産業資金融通によりその労働力を精一杯運転させ、生産者のエネルギーをできるだけ発揮させることにポイントを置いたことで、そこには生産者の利益を一方において容認するといふかなり改良主義的な考慮がなされている。その点代表的な経世学者の海保青陵・本多利明および佐藤信淵のように重商主義の基盤を単純に商業（問屋）資本に

求め、生産過程と生産的労働に対して疎遠な立場からは大きく前進しており、また領民（生産者）の主体性に期待する藩側の政策的動向からみて、重商主義的論策としても一歩前進した開明的な新路線を開いたものと見なすことができる。

註

① 『由利公正伝』には「藩札は漸次正貨に變じ金庫には常に五十万兩内外の正貨を貯蓄し（後略）」（九六ページ）とあるが、『子爵由利公正伝』（由利正通）では、「文久元年末頃には越藩の金庫中に蓄蔵せられた黄金は三十万兩を下らず（後略）」（八一〇—八一三ページ）とあり、貯蓄金額の記載に若干の相違がみられるが、いずれにせよ以前の極度の赤字財政に比べ藩庫の事情がすっかり好転したものとみてよい。

なお越前藩における天保期までの赤字財政の実態は、拙稿「藩政動揺期の諸問題——越前藩の財政難を中心に——」（『若越郷土研究』十二の六所収、昭42・12刊）を参照。

② 前掲『横井小楠遺稿』三四八—九ページ

③ 拙稿「幕末における越前藩の富国策について」(日本歴史学会編『日本歴史』二四一
号所収)参照。

④ 海保青陵『權古談』・『海保儀平書』、本
多利明『経世秘策』・『経済放言』・『西
域物語』、佐藤信淵『物価余論』・『復古
法概言』・『経済提要』等の重商主義的
論策については、拙稿「幕末における重商
主義的論策について——福井藩を中心と
して」(『若越郷土研究』十三の五所収、
昭43・11刊)において論述したが、これら
の経済思想の成長には、いわゆる「生産
論」や「国内市場論」をならん満足に開拓
することなく、早急に「海防論」と結合し
た交易乃至貿易論の主張に陥った点を認め
ざるを得ない。

一方「日本の重商主義の致命的な欠陥は、
近代的生産力の主体的な根拠である功利的
個人主義を抑えて、君主の完全な能動性と
民衆の完全な受動性のうえにその主張を展
開しようとした点にあった」(安丸良夫「
近代社会への志向とその特質」(日本史研
究会編『講座日本文化史』六巻所収、三一
書房刊)と)する一般的方向に対して、越前
藩における民富論的視点をふまえて結果し

た一藩重商主義的論策の特質が一層明確化
することに注目したい。

五、藩専売制の反民富論的性格

左内、小楠らの論策の少なからざる影響
を受け公正を中心に大いに富国策の実効を
あげた殖産興業は、同藩はもちろん全国諸
藩の天保期ごろまでの自生的乃至国産奨励
によって成長した農民の一部商品生産の発
展を封建権力が掌握して窮迫した領主財
政の再建強化をはかるうとした藩専売制に
比べると、内容的に大きな相違をみせてい
る。

そもそも幕藩体制の動揺を推しすすめる
要因の一つに、農村における商品生産のた
ゆまぬ成長、展開が指摘されるが、現実
にそれが封建制の基盤をゆるがし、しかもそ
こから封建的賃租体系を打ち壊し、財政
の窮乏化に拍車をかけることになる。その
ため、封建領主側として今度はかえって国
産奨励に乗り出し、一段と農民の商品生産
を促進させ、その成果を運上・冥加銭・口

銭の形で大商人(問屋)の支配する流通機
構を通じて吸い上げる藩専売の仕法に力こ
ぶを入れるわけである。

事実越前藩の場合、十七世紀末の元禄十
二年(一六九九)九月五箇村に紙会所を設
け、紙の領外移出につき藩専売を行なった
のを皮切りに、寛政十一年(一七九九)二
月には絹の国産および他国産の布帛類出入
に口銭を加徴した。さらに同年五月布帛類
会所を設けて、糸商人に領内産の糸類、布
類を買い集めさせ、地売り・他国売りと
もに改印を受けさせて、「改印形これ無き糸
売買の儀は勿論質物たりとも堅く取扱い致
しまじく候」とし、判賃を運上銀として徴
収するという徹底した藩専売を実施した。

さらに文政六年(一八二三)二月阿波か
ら藍玉を移入して領内販売を独占したり、
天保九年(一八三八)八月には蠟・砂糖を
専売の対象としたが、嘉永二年(一八四
九)一月に至り、藩専売制の「産物の趣法」
がならん実効があらぬとの理由で廃止
した^⑤のは、こうした仕法が、前述の小楠が
指摘した肥後藩の蠟専売にもみられる通

三上 幕末の越前藩における藩政改革の民富論的視点について

三上 幕末の越前藩における藩政改革の民富論的視点について

り、藩財政に対して少しも好影響を与えなかったことを物語るものである。

しかもこれは明らかに自生的な商品生産の成長を藩権力が掌握し、それら生産者を全国の商品経済の流通機構から完全に遮断して自己に隷属させ、生産物を安価に買い占めて生産者の利潤を根こそぎに収奪するものに外ならない。

従って必然的に直接生産者の農民と藩権力との間に激しい対抗関係が生じ、全国的にみて近世後期から末期にかけて、専売制反対が百姓一揆の主要な要求の一つにあがってくる。とくに天保年間に入ると、専売仕法の中核となる産物会所が打ちこわしの対象となり、その代表的なものとして天保二年（一八三一）長州藩領一円に参加者約十万とまで言われる大一揆が起り、藩側の心胆を寒からしめた。このさい一揆のヘゲモニーを担ったのが「小ブルジョア的発展の側面における小商品生産者の農民層」であることからみて、藩専売制がいかに直接生産者の利益と真向から対立するものであるかが如実にうかがわれる。

ところで越前藩の場合、天保期における一揆の激しい高揚が嘉永年間から幕末にかけては全く消滅したとみられるが、この点全国的なすう勢が幕末の慶応期に近世を通じて最大のピークを形成するのに比べ、全く対しよ的な逆の動向を示すだけに、はなはだ興味深いところである。

これはまさしく前述の「民富めば国富むの理である」との論理による殖産興業策が、従来の藩専売制の「産物の趣法」とは異なり、絶えず一方において生産者の利益を容認するという民富論的視点による開明的な経済路線が考慮されていることに注目すべきであろう。

そのため生産者側からすれば、一揆による強硬手段をとらねばならぬほどの深刻な事態に見舞われなかったものと見なすこともでき、また藩権力からすれば、こうした重商主義的な富国策が小農民層の余剰労働力や零細手工業者の労働力を精一杯活用して、領内物産の商品化をはかり、藩庫の増収とともにかれらの利益の留保につとめるなど、生産者に対するいわば懐柔策にも一応

功を奏したものとみることができ。

註

- ① 『続片響記』(三)
 - ② 『福井県史』(二) 四五ページ
 - ③ 『福井県史』(二) 六一ページ
 - ④ 専売制反対の一揆は十八世紀後半から自立ち、紙専売反対の分だけでも周防国山代鹿野(萩藩領)〔天明七年(一七八七)二月・強訴〕、伊豫国吉田藩領〔寛政五年(一七九三)二月・強訴、逃散〕、信濃国天領・尾張高須領〔文化六年(一八〇九)十二月・強訴、打ちこわし〕、豊後国佐伯藩領〔文化九年(一八一二)一月・強訴〕、伊豫国大洲藩領〔文化十三年(一八一六)十一月・不穩〕などにみられる。(青木虹二『百姓一揆の年次的研究』所収、新生社刊)
 - ⑤ 田中彰『幕末の藩政改革』(昭40・塙書房刊)一〇二ページ
 - ⑥ 越前藩における百姓一揆については、安政期から幕末にかけて、史料的には全く確認されない。
- 長州藩においても、天保十四年以降幕末期を通じて百姓一揆がわずか一件しか数えられ

ないが、前述の天保二年の大一揆を基本的契機としての天保・安政期の藩政改革―その経済的側面は一藩重商主義を志向するものであるが―が、やはり越前藩でみられるような一揆の消滅を結果せしめたものと思考される。

六、おわりに

幕末の越前藩の藩政改革における民富論的視点について、左内・小楠・公正のそれぞれの論策に基づきながら拙考を試みたが、まず農村における貧富の懸隔を単に農民の「勤儉」と「侈惰」によるものとする左内の農民観は、農民層分解の実態に対する的確な分析視角を欠くといえ、直接生産者である小農民の利益を擁護するため、「均田」の仕法とともに「大商人の介入」を極力排除する商権回収の論理を明確に打ち出したのは、かれの貿易振興による重商主義的論策と併せて大いに注目される。

さらに小楠、公正により具体化された富国策Ⅱ殖産興業においては、前述のとおり民富論的視点が鮮やかに導入されている点

で、生産者からの徹底的な収奪をめざし「領主権力の階級的支配の本質を露骨に示す」ような藩専売制とは一応しゅん別すべきであり、いわゆる改革派コースによる藩政改革の経済的側面での画期的な新路線を創出したものと言わねばならない。

もちろんこうした新路線への転換については、天保期に至つていよいよ領主的収奪と農民的商品生産の発展による不可避的な対立Ⅱ矛盾――まさしく百姓一揆統発の要因となるが――が激化したことも、領主的収奪政策に対して自ら改良主義的な修正を加えざるを得なくなったとみるべきであろう。

しかしながらこうした富国策として、決して領主的収奪体系の廃棄を意味するものではなく、あくまで窮迫した藩財政の抜本的建て直しに視点をすえて、現実には「国益」の追及を第一の眼目としたのは否定し得ないところである。

ただ問題は、同じ「国益」の追及と云つても、生産者の一方的犠牲において農民的商品生産の全面的収奪をめざす仕法とは異

なり、「国富」増大の基本として生産的労働力を重視し、その労働力を極力運転させて領内物産の商品化をすすめる、領外より金銀正貨の大量移入乃至輸入をはかったわけで、そこには生産者側の利益をできるだけ容認することが、農民的商品生産を高めるうえで極めて重要だとする民富論的視点の成長がはつきりうかがわれる。

しかしそのさい、改革派コースの唱える「民富めば国富むの理である」との論理も、現実の富国策を具体化する過程からは、むしろ「国富」を主体とし「民富」は従属的意義しか果せなくなることで、いわゆる「民富論」そのものに明確な歴史的限界を認めざるを得ない。

従つてこうした民富論の導入された幕末の越前藩の富国策Ⅱ殖産興業は、明治維新政権下の「上から」Von obenの近代化の経済路線の歴史的性格まで規定するといふ重要意義を改めて見直す必要がある。

註

① 吉永昭「藩専売制度の基盤と構造」(『日

本経済史大系』四 所収、東大出版会刊)

二二九ページ

② 例えば五ヶ村の奉書紙の場合、物産総会所の扱う物産の一つとして会所機構のなかに編入されたが、会所による輸出の一元的統制は生産者たる漧屋や仲買人に対する影響が意外に大きかったとみえ、元治元年(一八六四)には漧屋・年行司など寄合、漧立休業を願い出ている。これは生産者の従来の利益をおびやかすため、休業を余儀なくされたとみるべきで、また会所機構が「国益」追及をめざすものとみなしての強い抗議の意をこめたことが考えられる。

③ 概して体制の変革過程におけるいわゆる「開明派」へ改革派の歴史的限界については、一応「歴史法則」的なものがみられる。隣藩の大野藩の場合、幕末の藩政改革を主導し、「大野屋」の販売組織網による富国策の実効をあげた執政内山良休についても、明治六年の越前大野大一揆のさい彼の居宅が打ちこわしを受け焼失したことは、その具体例の一つにあげることができ(拙稿「明治初年越前大一揆についての一考察」(『歴史評論』二二一号、昭和44、所収)参照)

④

「上からの近代化」の路線こそ、世界史的にみて、高橋幸八郎教授が説く「プロシア型」の範ちゅうに属するものであり、「ここでは絶対主義との——対決によってではなく——結合のもとに問屋制商業資本が主導的に産業資本に転化するという、西ヨーロッパとは反対の仕方で資本主義が形成された」(『市民革命の構造』(増補版)御茶の水書房刊、二六一ページ)ことは、幕末の一部開明的な藩政改革における民富論的視点の歴史的限界についても、関連するところが極めて大きいものと考えられる。

〔付記〕

社会経済史学会の昭和五十年全国大会(於学習院大学)における自由論題研究報告をまとめたものである。